

箕面市重度身体障害者福祉電話貸与事業実施要綱

平成二十年三月三十一日

箕面市訓令第二十二号

改正 平成二十四年七月六日訓令第五十四号

改正 平成二十五年二月七日訓令第八号

改正 平成二十六年三月二十五日訓令第十号

(目的)

第一条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条の規定により市が実施する地域生活支援事業のうち日常生活用具給付事業として、在宅で生活している重度身体障害者に対し、身体障害者福祉電話（以下「福祉電話」という。）を貸与することにより、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図り、もって当該障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 世帯 福祉電話を貸与される者が属する世帯及びその者と同居する者が属する全ての世帯をいう。
- 二 障害者 次に掲げる者をいう。
 - イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第

四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成二十五

年厚生労働省告示第七号)に定める程度に該当する者

(対象者)

第三条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者で十八歳以上の者（ただし、障害者のみで構成される世帯又は障害者と十八歳未満の者のみで構成される世帯に属している者に限る。）

二 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者障害程度等級表による級別が一級又は二級の者

三 市町村民税非課税世帯（四月から六月までの間に福祉電話の貸与の申請を行う場合にあつては、前年度の市町村民税非課税世帯）に属している者。ただし、生活保護世帯に属している者を除く。

四 現に電話（当該世帯の他の構成員がそれぞれ保有している携帯電話を除く。）が設置されていない世帯に属し、次のいずれかに該当する者

イ 聴覚障害者で、現に携帯電話以外の電話を保有していないもの

ロ 聴覚障害者以外の者で、現に携帯電話を保有していないもの

(貸与の申請)

第四条 福祉電話の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕面市重度身体障害者福祉電話貸与申請書（様式第一号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条各号のいずれにも該当していることを明らかにするために必要な書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合で、申請者が市長に対して本人及びその世帯に係る住民基本台帳、市民税課税台帳その他の関係資料の閲覧に同意する場合は、この限りでない。

(決定)

第五条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、箕面市重度身体障害者福祉電話貸与決定通知書（様式第二号）により申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第六条 福祉電話の設置及び撤去に要する費用並びに基本料金は、市の負担とする。ただし、基本料金のうち付加機能使用料及び機器使用料にあつては、市長が認めた機能に係る費用に限る。

2 前項に規定する市が負担する費用以外は、申請者の負担とする。

(貸与期間)

第七条 福祉電話の貸与期間は、十二月を限度とする。

2 前項の貸与期間は、福祉電話の設置の日から開始する。

(貸与の停止)

第八条 福祉電話の貸与を受けている者（以下「使用者」という。）は、三月を超えて入院その他の理由により福祉電話の貸与を必要としなくなつたときは、箕面市重度身体障害者福祉電話貸与停止（再開）届出書（様式第三号。以下「届出書」という。）により速やかにこれを市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、福祉電話の貸与を停止するものとする。この場合において、停止を受けている期間は、前条第一項の貸与期間に含まれるものとする。

3 福祉電話の貸与の停止を受けている者は、第一項に規定する理由に該当しなくなった場合において、福祉電話の貸与を希望するときは、届出書により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、福祉電話の貸与を再

開するものとする。

（譲渡等の禁止）

第九条 使用者は、貸与を受けた福祉電話を貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（貸与の取消し）

第十条 市長は、虚偽その他不正な手段により福祉電話の貸与を受けた者があるとき又は前条の規定に反したときは、福祉電話の貸与を取り消すことができる。

（委任）

第十一条 この要綱に定めるもののほか、福祉電話の貸与に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日訓令第五十四号）

この要綱は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二十五年二月七日訓令第八号）

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日訓令第十号）

この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年五月二日訓令第三十二号）

この要綱は、訓令の日から施行する。